

## 「青森市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (仮称)」骨子案

### 1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、現在省令で施行されている障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を、条例で定めることとされました。

当該条例を定めることにより、指定障害福祉サービスの利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を受けることができ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

### 2 対象となる事業所

本条例の対象となる事業所は、「居宅介護事業所」、「重度訪問介護事業所及び行動援護事業所」、「療養介護事業所」、「生活介護事業所」、「短期入所事業所」、「重度障害者等包括支援事業所」、「共同生活介護事業所」、「自立訓練(機能訓練)事業所」、「自立訓練(生活訓練)事業所」、「就労移行支援事業所」、「就労継続支援 A 型事業所」、「就労継続支援 B 型事業所」、「共同生活援助事業所」となります。

・居宅介護事業所、重度訪問介護事業所及び行動援護事業所	48 事業所
・療養介護事業所	1 事業所
・生活介護事業所	26 事業所
・短期入所事業所	12 事業所
・重度障害者等包括支援事業所	0 事業所
・共同生活介護事業所	4 事業所
・自立訓練(機能訓練)事業所	4 事業所
・自立訓練(生活訓練)事業所	6 事業所
・就労移行支援事業所	8 事業所
・就労継続支援 A 型事業所	6 事業所
・就労継続支援 B 型事業所	26 事業所
・共同生活援助事業所	15 事業所

### 3 条例の基準となる省令

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号)を基準とし条例を定めることとされております。

### 4 本市の考え方

#### ○従うべき基準

- ①障害福祉サービス等に従事する従業者に係る基準及びその員数
- ②居室等の床面積
- ③適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準  
→省令どおりの基準とします。

#### ○標準

## ・利用定員に関する基準

→省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

## ○参酌すべき基準

上記以外のその他の設備及び運営に関する基準

→省令と異なる基準を規定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

## 主な基準

区分	主な項目	主な内容	
		厚生労働省令	市の考え方
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(基準該当居宅介護)	従う 従業者の員数 管理者	常勤換算方法で2.5人以上 管理者(常勤)	同内容とする 同内容とする
	参酌 設備及び備品等 衛生管理等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行われなければならない。	同内容とする
療養介護	従う 従業者の員数	医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌 設備 衛生管理等	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	同内容とする

生活介護(基準該当生活介護)	従う	従業員の員数 介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護職員、理学療法士及び生活支援員、サービス管理責任者</li> <li>・常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。</li> </ul>	同内容とする  同内容とする
	参酌	設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。	同内容とする
短期入所(基準該当短期入所)	従う	従業者の員数	従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。	同内容とする
	参酌	設備	併設事業所又は短期入所施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。	同内容とする
重度障害者等包括支援	従う	従業者の員数	指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。	同内容とする
	参酌	実施主体	指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。	同内容とする
共同生活介護	従う	従業者の員数	世話人、生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌	設備	<p>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>1以上の共同生活住居を有するものとし、入居定員の合計は四人以上とする</p> <p>1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</p>	同内容とする

		協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。 あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	同内容とする
自立訓練(機能訓練)(基準該当自立訓練)	従う	従業者の員数	・看護職員、理学療法士及び生活支援員、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者 ・常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。	同内容とする  同内容とする
	参酌	訓練	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。	同内容とする
準該当自立訓練(基準該当自立訓練)	従う	従業者の員数	生活支援員、地域移行支援員	同内容とする
	参酌	設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。	同内容とする
就労移行支援	従う	従業者の員数	職業指導員及び生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌	職場への定着のための支援の実施	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。	同内容とする
就労継続支援 A 型	従う	従業者の員数	職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌	設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。	同内容とする

就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型)	従う	従業者の員数 工賃の支払	職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者 利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	同内容とする
	参酌	設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。	同内容とする
共同生活援助	従う	従業者の員数	世話人、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌	設備	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 一以上の共同生活住居を有するものとし、入居定員の合計は4人以上とする 一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。	同内容とする